

鳥取県海岸漂着物地域計画

平成24年3月

鳥 取 県

目 次

第1 はじめに ······	1
1 地域計画策定の趣旨 ······	1
2 地域計画の位置づけ ······	1
第2 鳥取県の海岸と海岸漂着物対策の取組状況 ······	1
1 自然・地理的条件 ······	1
2 海岸管理者等 ······	2
3 海岸漂着物の処理状況等 ······	5
(1) 海岸漂着物の処理状況 ······	5
(2) 海岸漂着物の組成 ······	5
(3) 危険物の漂着状況 ······	6
(4) 災害による大規模漂着の状況 ······	7
第3 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域 ······	7
1 重点区域選定の方法 ······	7
2 重点区域の範囲 ······	8
第4 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容 ······	9
1 関係者の役割分担と相互協力に関する事項 ······	9
(1) 海岸管理者等 ······	9
(2) 市町村 ······	9
(3) 地域住民、民間団体、事業者等 ······	9
(4) 地域外からの海岸漂着物に関する連携等 ······	9
(5) 国への協力 ······	9
2 海岸漂着物の処理に関する事項 ······	10
(1) 海岸漂着物の適正処理 ······	10
(2) 不法投棄物の適正処理 ······	11
(3) 船舶から流出した油等の処理 ······	11
(4) 災害廃棄物等の適正処理 ······	11
3 発生抑制に関する施策 ······	11
(1) 4Rの推進による循環型社会の形成 ······	11
(2) ごみ等の適正な処理等の推進 ······	11
(3) ごみ等の投棄の防止 ······	11
①不法投棄等の防止に関する指導と県民意識の高揚によるモラルの向上	11
②陸域における投棄の防止 ······	12
③ごみ等が投棄しにくい環境づくりの創出 ······	12
④ごみの水域への流出等の防止 ······	12
第5 その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項 ······	12
1 海岸漂着物の漂着状況の把握 ······	12
2 災害等の緊急時における対応 ······	12
3 計画の見直し ······	12

第1 はじめに

1 地域計画策定の趣旨

鳥取県の海岸は、延長129kmに及び、海岸線の約6割は鳥取砂丘をはじめとした砂丘海岸であり、また、岩美海岸など一部には変化に富んだリアス式の美しい海岸が見られる。

砂浜海岸は白砂青松の海岸線となっており、海水浴などレクリエーションの場として利用されているほか、海岸は、漁業活動や港として利用がなされるなど、生産や交通輸送のための空間としての重要な役割も果たしている。

このように、我々は、日々の生活において海岸がもたらす有形又は無形の多大な恵沢を享受している。

しかしながら、近年、鳥取県の海岸に、国内や周辺の国から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化等の被害が生じている。

海岸漂着物等については、これまでにも、国や地方公共団体、地域住民、ボランティア等、多様な主体によって様々な取組がなされてきたところであるが、平成21年7月、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が制定され、同法において、政府は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定め、都道府県は、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域やその内容、関係者の役割分担及び相互協力に関する事項、その他海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項について、地域計画を策定するものと規定された。

同法の施行を受け、国においては、平成22年3月30日「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針について」を定められたところであり、鳥取県においても、国、県、市町村、民間団体、地域住民等が一体となって、鳥取県の海岸の良好な環境保全を図ることを目的として「鳥取県海岸漂着物対策地域計画」を定めるものである。

2 地域計画の位置付け

本計画は、鳥取県における海岸漂着物対策を総合的に推進するための海岸漂着物処理推進法第14条第1項に基づく地域計画である。

第2 鳥取県の海岸と海岸漂着物の取組状況

1 自然・地理的条件

鳥取県の海岸は総延長129kmに及んでおり、そのうち砂浜海岸が約6割（約72km）を占め、その他に、磯浜海岸（約20km）、崖海岸（約16km）などがあり、変化に富んでいる。

鳥取県沿岸には45もの河川が流入しており、その多くは中国山地から日本海に向かって、比較的急勾配かつ短い延長で流入している。45の河川の内訳は、東部・中部・西部にそれぞれ1級水系（千代川、天神川、日野川）があり、2級河川が42河川ある。

鳥取県沿岸は全体として、広大な鳥取砂丘や弓ヶ浜に代表される白砂青松の砂浜海岸と岩美町浦富海岸などに見られる壮大な海食崖海岸が対照的な変化に富んだ景観を形成している。

県東部の鳥取砂丘等の海岸は山陰海岸国立公園に指定されており、また、平成22年10月3日には、日本海形成に伴う貴重な地質遺産として、世界ジオパークネットワークへの加盟が認められたところである。

各地域の特徴として、岩美町では、岩場とポケットビーチから形成される崖海岸と砂浜海岸が調和した美しい海浜景観を生み出している。

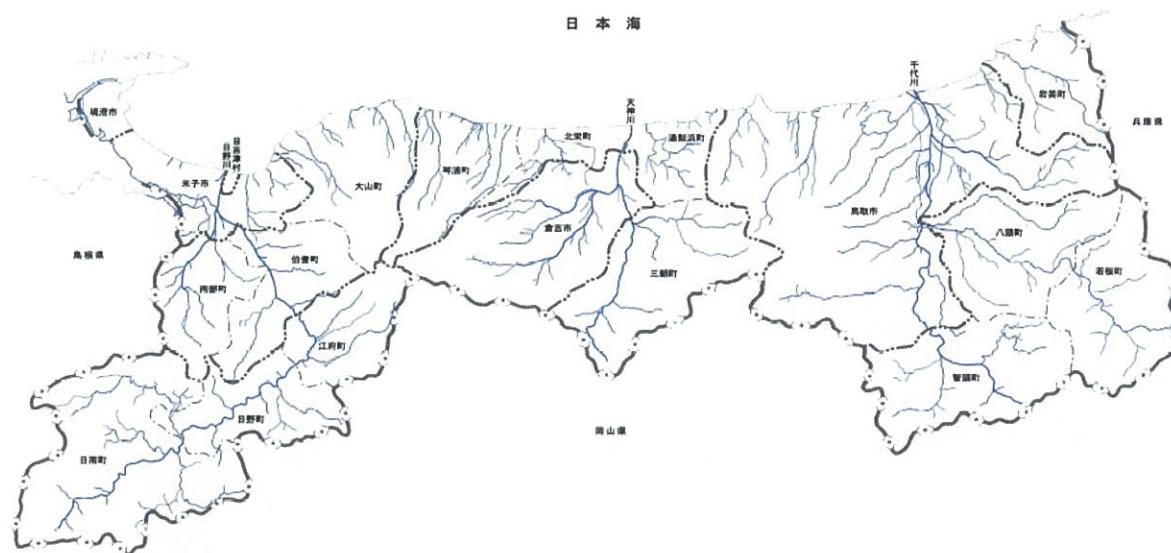
鳥取市では、鳥取砂丘から白兎海岸、長尾鼻にかけて風光明媚な砂浜海岸が続き、鳴き砂現象などもみられる。

鳥取市気高町～湯梨浜町では、長尾鼻から羽合漁港海岸まで変化に富んだ海岸景観が続き、橋津の海食洞に代表される崖海岸とポケットビーチが交互に存在している。

北栄町～琴浦町では、北条・大栄両海岸付近では砂丘を中心とする砂浜と松林の連続する景観が特徴的である。

琴浦町～大山町では、礫浜とポケットビーチが交互に存在する変化に富んだ海岸景観が続き、赤崎海岸では鳴り石現象もみられる。

米子市～境港市では、弓ヶ浜に代表される白砂青松の砂浜が弓状に続き、大山の雄大な姿とその裾野に広がる広大な景観が形成されている。



2 海岸管理者等

鳥取県の海岸延長及び海岸漂着物処理推進法に定める海岸ごとの海岸管理者等は以下のとおりである。

【海岸総延長】

(単位 : m)

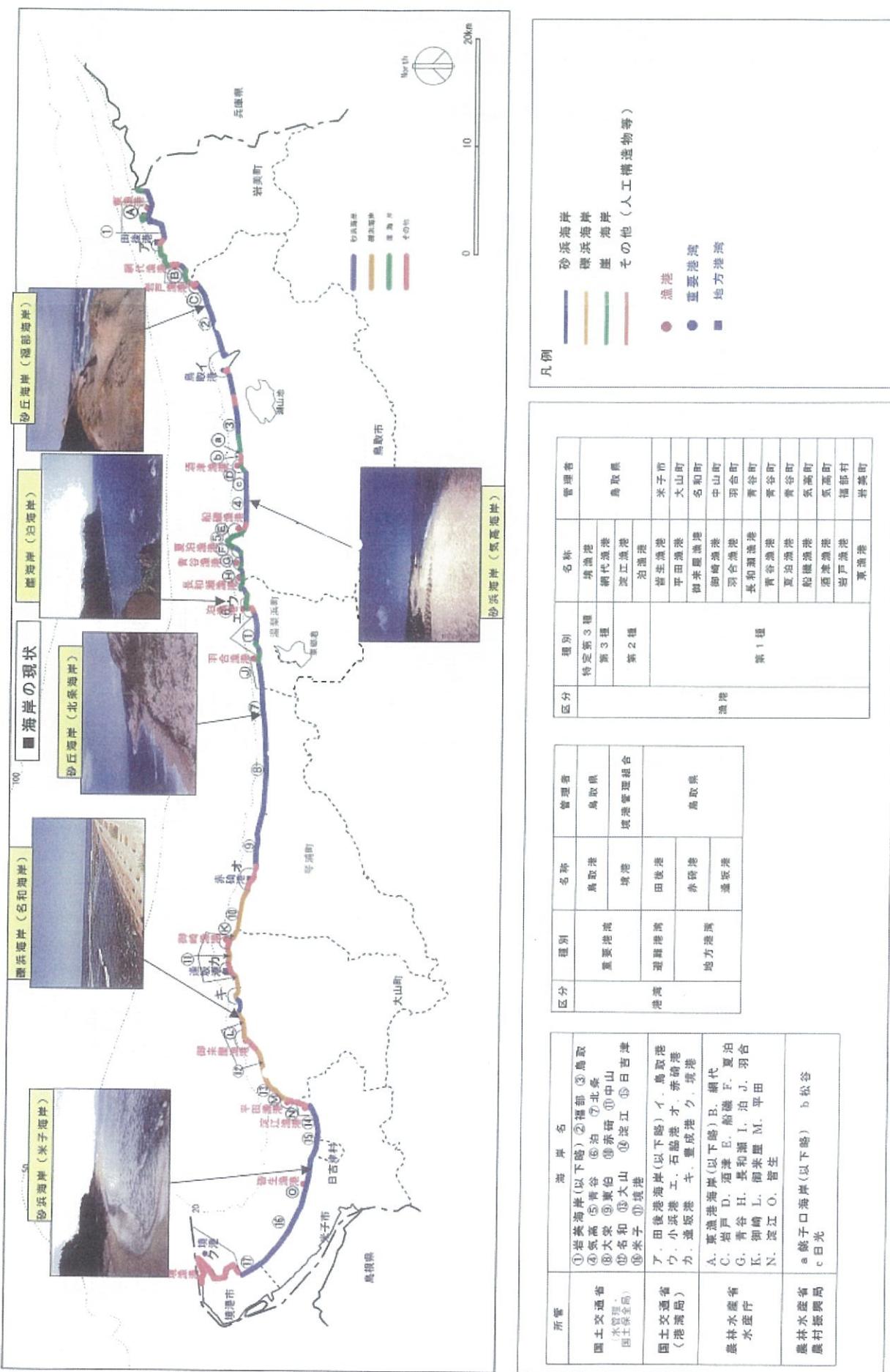
所管別	総延長	うち海岸保全区域指定延長
国土交通省水管理・国土保全局	77,360	65,011
国土交通省 港湾局	22,213	12,843
農林水産省農村振興局	246	246
農林水産省 水産庁	29,515	15,483
計	129,334	95,583

港湾：5箇所、漁港16箇所

【各海岸延長及び海岸管理者等】

市町村	海岸名	延長(m)	海岸管理者等
岩美町	岩美海岸	7,844	県
	田後港海岸	2,452	県
	網代漁港海岸	2,305	県
	東漁港海岸	2,024	岩美町
	計	14,625	
鳥取市	福部海岸	4,190	県
	岩戸漁港海岸	627	鳥取市
	鳥取海岸	7,230	県、土地所有者
	鳥取港海岸	4,670	県
	気高海岸	5,164	県

	日光海岸	200	県
	松谷海岸	30	県
	銚子口海岸	16	県
	酒津漁港海岸	1, 120	鳥取市
	船磯漁港海岸	2, 080	鳥取市
	青谷海岸	1, 460	県
	夏泊漁港海岸	1, 920	鳥取市
	青谷漁港海岸	1, 430	鳥取市
	長和瀬漁港海岸	1, 682	鳥取市
	計	31, 819	
湯梨浜町	泊海岸	770	県
	小浜港海岸	800	県
	石脇港海岸	850	県
	泊漁港海岸	3, 830	県
	羽合海岸	40	県
	羽合漁港海岸	4, 600	湯梨浜町
	計	10, 890	
北栄町	北条海岸	5, 910	県
	大栄海岸	6, 552	県
	計	12, 462	
琴浦町	東伯海岸	3, 675	県
	赤崎海岸	2, 791	県
	赤崎港海岸	3, 828	県
	計	10, 294	
大山町	中山海岸	3, 832	県
	逢坂港海岸	1, 040	県
	御崎漁港海岸	1, 835	大山町
	名和海岸	5, 804	県
	豊成港海岸	1, 150	県
	御来屋漁港海岸	2, 100	大山町
	大山海岸	3, 600	県
	平田漁港海岸	1, 310	大山町
	計	20, 671	
日吉津村	日吉津海岸	1, 360	県
米子市	淀江海岸	2, 443	県
	淀江漁港海岸	1, 680	米子市
	米子海岸	11, 365	県
	皆生漁港海岸	303	米子市
	計	15, 791	
境港市	境港海岸	1, 670	県
	境港港海岸	7, 100	境港管理組合
	計	8, 770	
	計	126, 682	
河口部	計	2, 652	
	合計	129, 334	



3 海岸漂着物の処理状況等

(1) 海岸漂着物の処理状況

平成21年度までは鳥取県海岸漂着廃棄物等処理要綱に基づき、漁港・港湾等はその管理者が、その他の海岸は市町村が主体となって、海岸漂着物の処理を行っていた。

海岸漂着物処理推進法施行に伴い、平成22年度からは各海岸管理者が主体となり、市町村等と連携し、処理を行っている。

毎年、600t～900t程度の漂着物を回収しており、海岸を有する全ての市町村（3市5町1村）において、地域住民やボランティア等による清掃活動が行われている。

【海岸漂着物の処理状況】

(単位:t)

区分	H19	H20	H21	H22
可燃ごみ	604	426	405	315
不燃ごみ	226	257	259	261
その他	67	218	115	30
計	897	901	779	621

(2) 海岸漂着物の組成

平成8年度から(財)環日本海環境協力センターが主体で行っている海辺の漂着物調査に参加し、浦富海岸及び米子海岸の2カ所で漂着物の種類ごとに漂着状況の調査を実施しているところであるが、過去3年間の調査結果は次表のとおりであった。

プラスチック類や発砲スチロール類が大半であり、プラスチック類の中では、プラスチックの破片やレジンペレットが多くを占めている。

海岸漂着物の約80%は、河川を通じて海に流れ込む陸域からのごみであると言われており、鳥取県における調査結果においても、発生国が不明なものは国内に分類されていることも一因と考えられるが、大半が国内由来の漂着物がとなっている。

【海岸漂着ゴミの組成】(海辺の漂着ごみ調査結果)

(単位: %)

区分	H21			H22			H23			平均		
	国内	海外	計									
プラスチック類	72.5	0.6	73.1	91.9	0.4	92.3	78.3	0.1	78.4	83.6	0.4	84.0
ゴム類	0.8	0.0	0.8	0.3	0.0	0.3	0.8	0.0	0.8	0.6	0.0	0.6
発砲スチロール類	24.5	0.0	24.5	5.9	0.0	5.9	18.6	0.0	18.6	13.8	0.0	13.8
紙類	0.5	0.0	0.5	0.2	0.0	0.2	0.6	0.0	0.6	0.4	0.0	0.4
布類	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.3	0.0	0.3	0.1	0.0	0.1
ガラス・陶磁器	0.2	0.0	0.2	0.5	0.1	0.6	0.4	0.1	0.5	0.4	0.0	0.4
金属類	0.5	0.0	0.5	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2
その他人工物	0.3	0.0	0.3	0.4	0.1	0.5	0.6	0.0	0.6	0.5	0.0	0.5
計	99.4	0.6	100	99.4	0.6	100	99.8	0.2	100	99.6	0.4	100

○ 調査の様子



○回収した漂着物



(3) 危険物の漂着状況

冬期を中心として、全市町村にポリ容器が漂着しており、中には強酸性の内容物等の入ったものある。また、平成22年度には鳥取県・島根県を中心に医療系廃棄物が大量に漂着し、鳥取県沿岸全域で8,583個の漂着物を回収した。

これらの中には、ハングルや中国語の表記があるものがあり、国外に起因すると思われるものが漂着している。

【ポリ容器の漂着状況】

(単位：個)

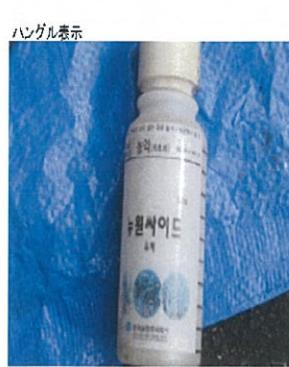
区分	H20年度	H21年度	H22年度	平均
中国	4	0	0	1
ハングル	121	16	18	52
その他	123	20	28	57
計	248	36	46	110



【平成22年度医療系廃棄物の漂着状況】

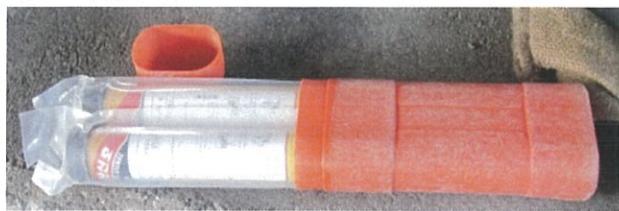
(単位：個)

区分	漂着個数	うち中国語	うちハングル
岩美町	440	5	0
鳥取市	2,048	43	7
湯梨浜町	536	15	4
琴浦町	618	7	2
北栄町	3,088	14	3
大山町	87	1	2
日吉津村	11	0	0
米子市	1,729	295	3
境港市	26	0	0
計	8,583	380	21



ポリ容器や医療系廃棄物の大量漂着のほかに、ハングルや中国語表示の信号弾や発煙筒、ガスボンベ等爆発物、油缶等も断続的に漂着している。

【信号弾】



【発煙筒】



(4) 災害による大規模漂着の状況

平成23年の台風12号、15号による出水により、西部地域を中心に鳥取県沿岸全域にわたり、大量の流木、プラスチック類等が漂着し、処理を行った。

(単位: t)

区分	流木	その他(プラスチック類)	計
鳥取市	828.6	17.0	845.6
琴浦町	933.0	5.6	938.6
大山町	1,267.6	44.2	1,311.8
日吉津村	494.5	16.5	511.0
米子市	1,803.1	66.8	1,869.9
計	5,326.8	150.1	5,476.9

※災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により処理した数量。

岩美町、湯梨浜町、北栄町、境港市は単県事業により処理。

○湯山海岸



○東伯海岸



○日吉津海岸



第3 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

1 重点区域選定の方法

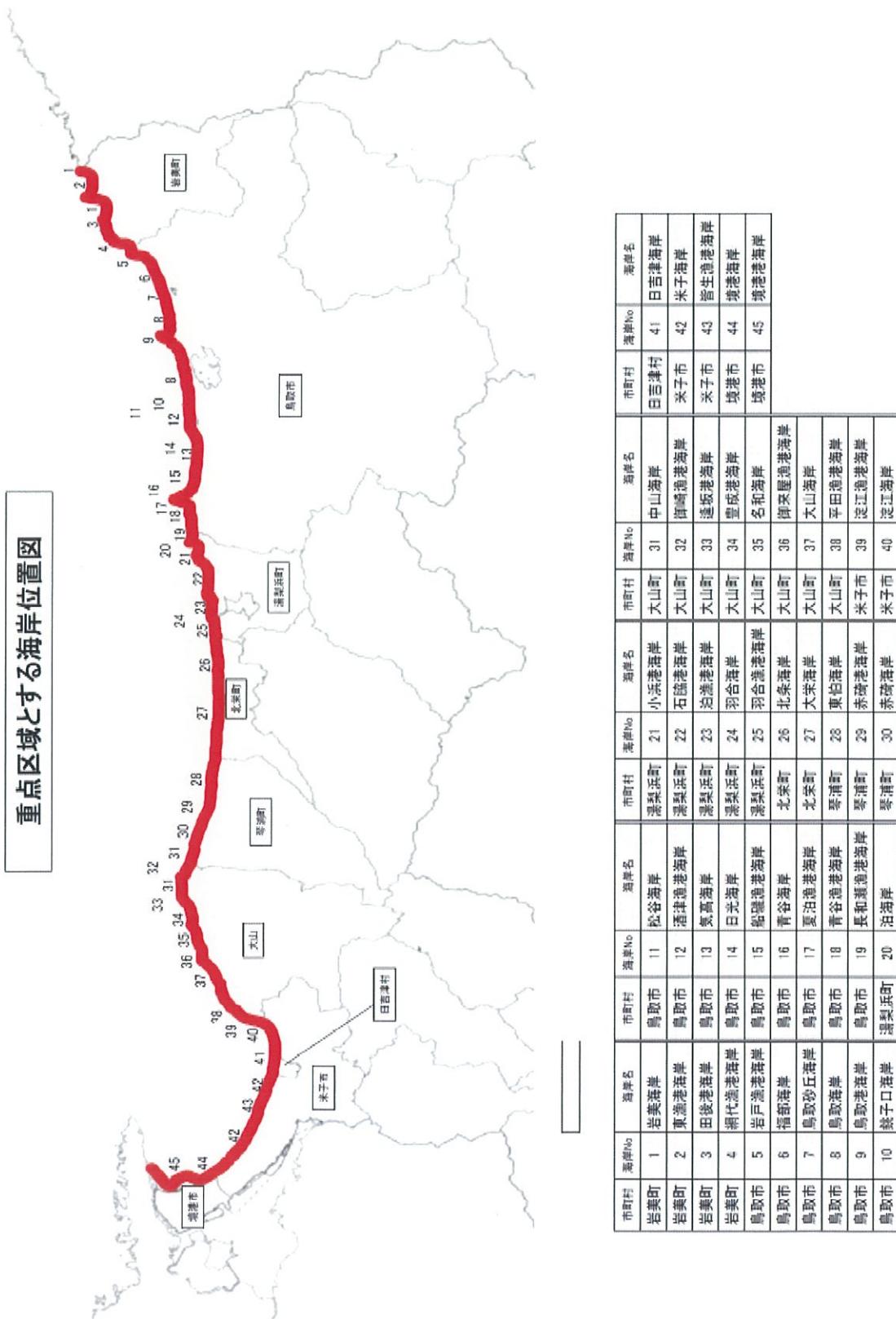
海岸漂着物処理推進法第14条第2項第1号の海岸漂着物対策を重点的に実施する地域として、地域の良好な環境の保全、地域住民等の安全の確保等の観点から、以下の点を選定に当たっての基本的な考え方とすることとする。

- ①国立公園等景勝地、海水浴場等観光地があり良好な景観等を保全する必要のある海岸
- ②海岸漂着ごみが漂着しており、地域住民等が地域環境保全のために清掃を行っている海岸
- ③内容不明物、医療系廃棄物等の危険物が漂着しており、住民の安全確保の観点から重点的に巡回等を行う必要のある海岸
- ④災害等（大雨、台風等）により海岸漂着ごみが大量漂着する海岸

2 重点区域の範囲

上記①～④に照らした結果、鳥取県の全海岸が該当することから、鳥取県の全海岸を重点区域とするものとする。

重点区域とする海岸位置図



第4 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

1 関係者の役割等と相互協力に関する事項

(1) 海岸管理者等

海岸管理者等（海岸漂着物処理推進法第2条第3項の海岸管理者等をいう。）は、海岸漂着物対策の実施主体として、管理する海岸の状況を把握し、その清潔が保持されるよう、海岸漂着物の量や質に則し、海岸漂着物対策の経緯等地域の実情を踏まえ、市町村等関係者の協力を得て、海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市町村

市町村は、地域住民等と密接なつながりをもつことから地域に密着した環境づくりを進め上で貴重な役割を担っており、また、海岸は地域における貴重な財産であることから、地域住民やボランティアによる清掃等地域活動の推進や海岸漂着物の回収、運搬、処分等について、海岸漂着物対策の経緯等地域の実情を踏まえ、海岸管理者等との連携、協力に努めるものとする。

また、市町村は、海岸管理者等が管理する海岸に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業活動等に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者に対して、海岸漂着物の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(3) 地域住民、民間団体、事業者等

海岸漂着物等の問題を認識し、日常生活において4R活動等に取組、ごみの削減に努めるとともに、地域における海岸清掃活動等に自主的・積極的に参加することにより、良好な海岸環境の保全に努めることが求められる。

民間団体等においては、経験に基づく知見やネットワークを活用し、県や市町村と連携し、海岸漂着物の清掃活動への参加及び海岸漂着物の発生抑制に関する普及啓発等に参加することが望まれる。

事業者等においては、社会貢献の一環として、海岸清掃活動等へ参画するとともに事業活動に伴うごみの削減と適切な処理が求められる。

なお、海岸漂着物の中には、医療系廃棄物をはじめ危険物が含まれている可能性もあるため、県又は市町村は、危険物を発見した場合は海岸管理者等に連絡し手を触れないようにすることを周知するなど、その活動の安全性の確保に十分な配慮するものとする。

(4) 地域外からの海岸漂着物に関する連携等

県は、海岸漂着物が他の府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該府県に対して、海岸漂着物の処理及び発生抑制等に関して協力を求めるものとする。

また、他の府県から協力を求められた場合には、海岸漂着物の処理及び発生抑制等のために必要な措置を講じるものとする。

海外からの漂着物の漂着状況等について、近隣府県との情報共有を図り、海岸漂着物対策の円滑な推進のための連携を図るものとする。

(5) 国への協力

海外からの海岸漂着物について、国際的な協調の下で解決に向けた外交上の適切な対応が図られるよう、県は、海外由来の海岸漂着物の漂着状況等を把握し、国への情報提供等の協力をを行うものとする。

(参考) 関係者の役割分担と連携・協働のイメージ

国

- ・基本方針の策定
- ・海岸漂着物対策推進会議の設置、専門家会議の活用
- ・外交上の適切な対応
- ・漂着物の発生状況・発生原因に係る調査
- ・普及啓発、環境教育
- ・海岸管理者等が行う漂着物対策への財政支援 等

県

- ・地域計画の策定
- ・発生抑制対策、普及啓発・環境教育に係る施策の実施

海岸管理者

- ・海岸漂着物等の処理のため必要な措置
- ・海岸における発生抑制対策の実施

市町村

- ・処理に関する海岸管理者等への協力
- ・発生抑制対策、普及啓発、環境教に係る施策の実施

↑ ↓ 連携・協働

地域住民、NPO等

- ・海岸清掃への参画
- ・マナー、モラルの向上、
- ・発生抑制対策、普及啓発、環境教育の取組への参画
- ・4Rの実践

事業者

- ・海岸清掃への参画
- ・廃棄物の適正処理
- ・環境負荷の低い製品、サービスの提供 等
- ・4Rの実践

学校、研究機関

- ・環境教育のツールとしての海岸清掃への参画
- ・専門的情報の提供

※「4R」とは

鳥取県においては、ごみの減量化には、「手にする前に発生のものを断つ（不要なものは持たない）」ことが第一と考え、3Rに「リフューズ」を加えた4Rを推進しています。

- ・Refuse（リフューズ；断る）～要らないものは断り、ごみを発生させない。
- ・Reduce（リデュース；減量化）～ごみにならないように工夫して減らす。
- ・Reuse（リユース；再使用）～繰り返し使う、修理・修繕して使う。
- ・Recycle（リサイクル；再生利用）～もう一度資源として使う。

2 海岸漂着物の処理に関する事項

(1) 海岸漂着物等の適正処理

回収した海岸漂着物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。)等に基づいて、その性状に応じて、適正に収集運搬及び処分を行うものとする。

(2) 不法投棄物の適正処理

海岸に漂着しているごみが不法投棄によって生じたものであって、原因者の特定が可能な場合には、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、廃掃法その他の関係法令に基づいて、当該原因者の責任においてその処理がなされるよう必要な措置を講じるものとする。

(3) 船舶から流出した油等の措置

船舶から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染防止法」という。）に基づいて防除措置等の適切な実施を図るものとする。

(4) 災害廃棄物等の適正処理

洪水や台風等の災害等に起因して大規模に漂着した流木やごみ等の海岸漂着物の処理については、海岸管理者は、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（国土交通省、農林水産省）などの災害関連制度を活用し、大量に漂着した海岸漂着物の処理に努める。

3 発生抑制に関する施策

海岸漂着物は、大半は国内に起因するものであり、山、川、海へとつながる水の流れを通じて漂着するものが主であると考えられる。

これらの海岸漂着物には、大雨時等による草木等の自然由来のもののほか、プラスチック類等県民生活や事業活動に伴って発生するごみも多く漂着している。

のことから、海岸漂着物の問題は、沿岸地域のみならず、県全域における共通の課題であるとの認識に立ち、発生抑制に努めることが必要である。

(1) 4Rの推進による循環型社会の形成

海岸漂着物には県民生活や事業活動に伴って発生したごみが多く含まれていることから、海岸漂着物の発生抑制を図るために、海岸漂着物の原因となるごみの排出抑制に努めることが重要である。

このため、県及び市町村は、県民、事業者と緊密に連携し、これらの課題や対応について共通の認識を深め、ごみのリフューズ（抑制）・リデュース（減量化）に努めるとともに、ごみとされたものについては、リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）を通じて資源としてできるだけ利用するシステムの構築を推進し、かつ、これらの実践者・事業者を拡大させることにより、4つのRが定着した循環型社会の形成に努めるものとする。

(2) ごみ等の適正な処理等の推進

県民は、生活系のごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴うごみの発生抑制に努めるとともに、市町村で定められたルールに従ったリサイクルのための分別収集の協力や適正な排出を通じて海岸漂着物の発生抑制に努めるものとする。

また、事業者は、その事業活動によって生じる廃棄物のリサイクルの推進を図るとともに、適正に処理することにより、海岸漂着物の発生抑制に努めるものとする。

さらに、県及び市町村は、ごみの循環的利用や適正処理を促進していくためのシステムの構築や必要な廃棄物処理施設の確保に努めるものとする。

(3) ごみ等の投棄の防止等

①不法投棄等の防止に関する指導と県民意識の高揚によるモラルの向上

県及び市町村は、廃掃法や海洋汚染防止法、鳥取県環境美化の促進に関する条例（以下「県環境美化条例」という。）及び市町村において制定している環境美化条例（以下「市町村環境美化条例」という。）等に基づいて、陸域や海域におけるごみの不法投棄に関して、適切かつ着実な指導等の実施に努めるものとする。

また、県民一人ひとりが当事者意識を持って取組みを行うことができるよう、海辺の漂着物調査、図書館巡回パネル展での展示、インターネット、パンフレットの活用等を通じて、

海岸漂着物の現状、問題点を周知し、意識の醸成を図るとともに、ごみの散乱や不法投棄の防止に関する普及啓発を促進し、意識の高揚とモラルの向上を図るものとする。

②陸域における投棄の防止

県及び市町村は、連携を緊密にして、森林、農地、市街地、河川、海岸等におけるパトロールを強化する等、監視活動によって不法投棄を早期発見・早期撤去し、かつ、不法投棄の多発箇所に監視カメラや無人警報装置、警告看板等を設置して、不法投棄の抑止対策を強化するものとする。

③ごみ等が投棄しにくい環境づくりの創出

ごみ等が投棄しにくい環境づくりを創出するためには、県、市町村、県民、事業者が一体となって、環境美化のための必要な取組みの推進を図る必要がある。

このことから、県及び市町村は、県環境美化条例及び市町村環境美化条例に基づき、地域における継続的な清掃活動等の環境美化のための必要な施策を実施し、県民及び事業者は、自ら空き缶等のごみの散乱防止や美化活動に努めるとともに、県及び市町村が実施する環境美化のための施策に協力するものとする。

④ごみの水域への流出等の防止

海岸漂着物には、森林、市街地、河川等の土地から河川・用排水路その他の公共の水域に流出したものが多く含まれるため、意図的な放置や投棄、ポイ捨て等による水域への流出防止を図ることが重要である。

このことから、県民及び事業者は、その管理する土地、その所持する物を適正に維持・管理することによって海岸漂着物の発生抑制に努めるものとする。

併せて、河川敷地等の土地の占有者又は管理者は、当該土地においてイベント等による一時的な事業活動、その他の活動を行う者に対し、イベント使用器材等の適切な管理や発生したごみの適正な処分を要請することにより、ごみの流出等の防止に努めるものとする。

第5 その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

1 海岸漂着物の漂着状況の把握

県及び海岸管理者等は、市町村、民間団体等と連携し、海岸漂着物の漂着状況について情報収集等を行い、今後の施策等に活用するものとする。

2 災害等の緊急時における対応

県及び海岸管理者等は、災害などにより大量の海岸漂着物等の発生や危険物が漂着した場合、速やかに情報収集に努め、関係機関への情報提供、県民への周知を図る。

3 計画の見直し

国の基本方針の改定や県内における海岸漂着物対策に係る状況に応じて、本計画の見直しを行うものとする。